

和歌山県景観計画

高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域



5. 高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です(※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます)

■ 届出対象行為

区分	①バッファゾーン	②天野集落	③国道370号, 国道480号, 鉄道沿線 ④歩行者動線沿道 (境界から50m, 200m)	⑤その他の地域
建築物の新築、増築、改築等	全ての行為	高さ10m超 または 延べ面積500㎡超	高さ10m超 または 延べ面積500㎡超	高さ13m超 または 延べ面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築等	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、太陽光発電施設等の工作物	高さ10m超 または 築造面積500㎡超	高さ10m超 または 築造面積500㎡超	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔等	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超
	(3) その他の工作物	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形質の変更	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、物件の堆積	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—	—

■ 制限の基準(特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乘せ基準)

太陽光発電施設については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」もご覧ください

届出対象行為	①バッファゾーン	②天野集落	③国道370号, 国道480号, 鉄道沿線 ④歩行者動線沿道 (境界から50m, 200m)	⑤その他の地域
共通事項	文化財的価値の高い貴重な景観を極力保全する	文化的景観に配慮し周囲と景観との調和を図る	アクセスルートとして周囲の景観との調和を図る	周囲の景観との調和を図る
建築物の建築等/工作物の建設等	位置・規模	周辺景観への配慮(高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模等)	・集落景観や背景の山なみの保全 ・石垣、庭木、植え込み等の保全 ・山稜のスカイラインの保全	眺望への配慮(眺望点から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模)
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	眺望点、集落内等から見たとき、周辺との調和への配慮	国道、鉄道及び歩行者動線から見たとき、周辺との調和への配慮
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、それ以外は彩度4以下(無彩色含む)	(特定景観形成地域以外の区域と共通)
	素材・緑化・その他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
開発行為/土地の形質の変更/土石の採取等	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	眺望点、集落内等から見たとき、周辺との調和への配慮	国道、鉄道及び歩行者動線から見たとき、周辺との調和への配慮
	緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
屋外における物件の堆積	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	眺望点、集落内等から見たとき、周辺との調和への配慮	国道、鉄道及び歩行者動線から見たとき、周辺との調和への配慮
	方法・その他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)		
水面の埋立て	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	—	—	—



文化財的価値を持つ高野参詣道(町石道)



文化的景観としての価値を持つ高野参詣道(町石道)からの眺望



高野山へといざなうアクセスルート世界遺産を結ぶ歩行者動線の沿道景観



暮らしの営みによってつくられた集落



和歌山県



◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは...
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL : 073-441-3228 FAX : 073-441-3232
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>

1. 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

■ 背景

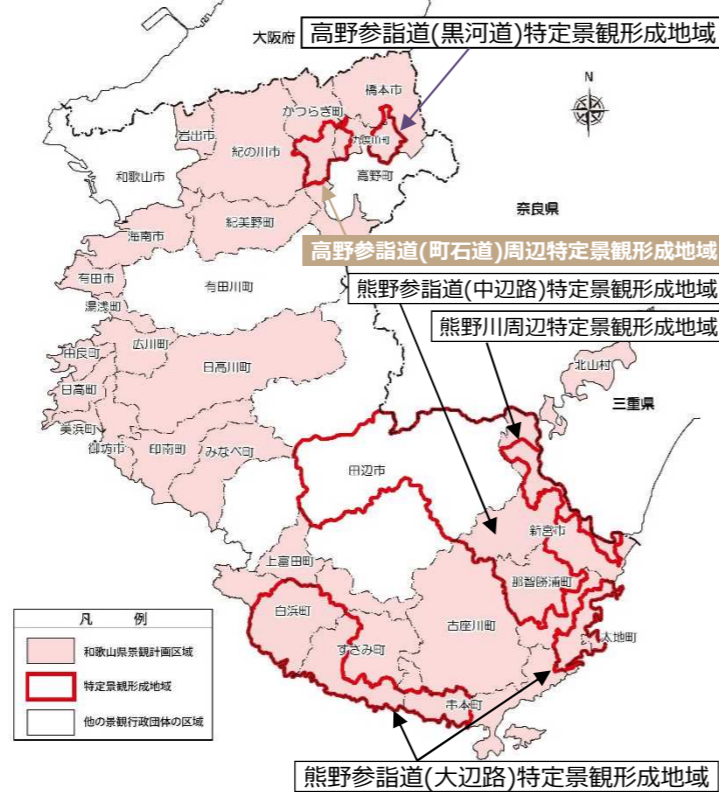
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣道沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的保全が必要となってきました。

■ 県の取り組み

和歌山県は、景観政策の骨格となる景観条例を施行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。

また、景観計画区域の中で特に重要である認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っています。

● 和歌山県景観計画（特定景観形成地域）の区域



2. 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

■ 高野参詣道（町石道）周辺

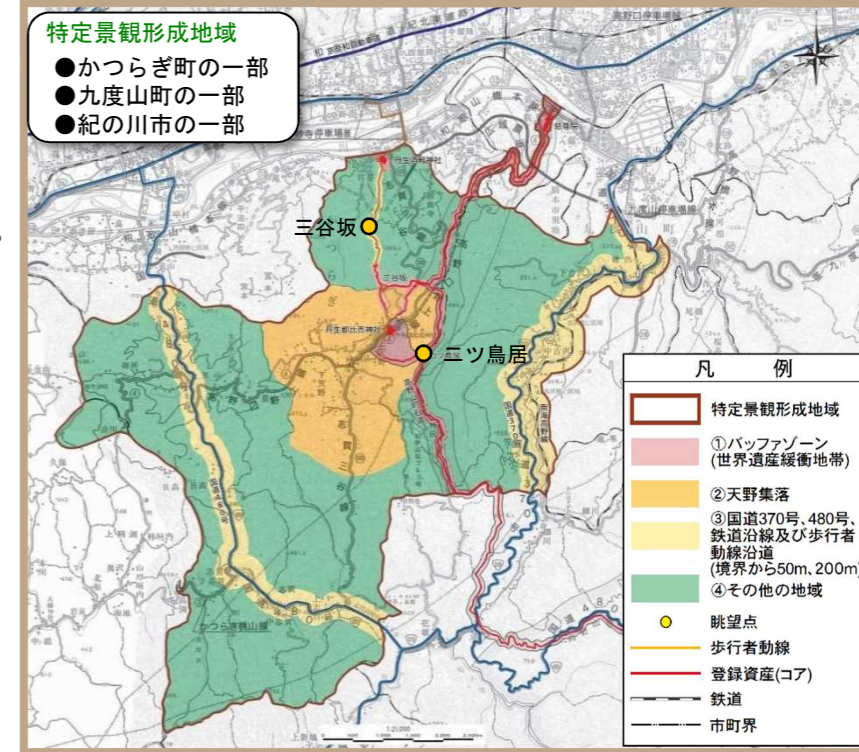
(当初)平成23年7月1日施行 (変更)令和元年9月1日施行

高野参詣道(町石道)、高野参詣道(三谷坂)及びその周辺地域は、歴史や文化が色濃く息づく場所であり、世界遺産に登録されるなど和歌山県を代表する景観の一つとなっています。また、この地域を通る国道や鉄道は、高野山へいざなう重要なアクセスルートとなっています。

■ 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の指定

当地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう以下の範囲を基本として地域を設定しました。

- 世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン
- 世界遺産を含む歴史と文化が息づく集落の区域
- 高野山へのアクセスルート周辺
- 世界遺産を結ぶ歩行者動線周辺
- 高野参詣道（町石道、三谷坂）からの可視領域



3. 現況からみる景観の類型化

高野参詣道（町石道）周辺の景観特性を5つに分類し、良好な景観を誘導します

① 山道に残る町石、ニツ鳥居などの景観

文化財的価値を持つ高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）を保全する



② 高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの望む景観

文化的景観としての価値を持つ高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）からの景観眺望を保全する



③ 主要なアクセスルートの沿道景観

高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る



④ 世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の良好な景観形成を図る



⑤ 固有の景観を有する地域内の集落景観

暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する



4. きめ細やかな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細やかな届出制度を実施します

① バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

- 高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）等の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全します
- 町の世界遺産条例に準じた届出制度を実施します

② 天野集落

- 集落内の景観が世界遺産と一体となり文化的景観を形成していること等に留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 眺望点からみた山稜のスカイラインを保全します
- 外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

③ 国道370号、国道480号、鉄道沿線（境界から200m）

④ 歩行者動線沿道（境界から50m）

- 高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道として、周囲の景観との調和を図ります
- 外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

⑤ その他の地域

- 高野参詣道（町石道）等から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 眺望点から見た外周囲山稜のスカイラインの眺望を保全します
- 高野参詣道（町石道）等の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たとき、周辺との調和を図ります

